

## ～平成 29 年度税制改正大綱の発表～

### 概要

平成 29 年度税制改正大綱が 12 月 10 日に発表されました。

国民の多くが注目していた配偶者控除に関しては、対象となる配偶者の所得金額の上限を引き上げるとともに、納税者について、所得制限が新たに設けられました。

その他の個人の税金に関連する主な改正論点として、相続税の納税義務の範囲の見直しや、いわゆるタワーマンションの固定資産税評価方法の見直しなどが挙げられます。また、企業に関する主な改正論点としては、企業の投資促進や賃上げを促進するために研究開発税制等の見直しや、所得拡大促進税制の見直し等が検討されています。以下、改正論点のうち影響が大きいと想定されるものについて概要を解説します。

### 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(税目：所得税・住民税)

配偶者控除及び配偶者特別控除について、下記の見直しが検討されています。

#### (1) 配偶者控除

配偶者控除の額が、下記表のとおりとなります。なお、配偶者特別控除に合わせ年収が 1,220 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用ができないことになりました。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
1,120万円以下	38万円	48万円
1,120万円超1,170万円以下	26万円	32万円
1,170万円超1,220万円以下	13万円	16万円

#### (2) 配偶者特別控除

配偶者控除の対象となる配偶者の年収が 150 万円超 201 万円以下（現行：103 万円超 141 万円未満）となります。なお、現行制度と同様に年収が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできません。

- ※ 1 配偶者特別控除の控除額一覧表については、都合上、省略致します。
- ※ 2 上記の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用されます。
- ※ 3 年収は、所得が給与のみの場合で記載しています。

#### 資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

### 相続税の納税義務の見直し

(税目：相続税・贈与税)

現行法では、被相続人等及び相続人等が相続開始前 5 年以内のいずれの時点においても、国内に住所を有していなければ、国外財産については、相続税の課税対象外となります。今回の改正では、この期間が延び、相続開始前 10 年以内に被相続人等及び相続人等の両者が国内に住所を有していないことが必要となる見込みです。上記の改正により、国外を使った相続税の節税スキームを行うための準備期間が最低 10 年は必要となり、当該スキーム実行へのハードルが高くなることが想定されます。

- ※ 1 上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続等により取得する財産に係る相続税等について適用されます。
- ※ 2 贈与税についても同様となります。

### 居住用超高層建築物に対する課税の見直し

(税目：固定資産税・不動産取得税)

タワーマンションなど高層マンションにかかる固定資産税は、現行法では、床面積が同様ならば、どの階層でも固定資産税の金額は同じです。しかし、改正後は、直近の取引価格の傾向を踏まえ、高さが 60m を超えるマンションを対象に、1 階を 100 として、階が 1 階ずつ高くなるにつれて、固定資産税が約 0.25% ずつ増加していくこととなります。

※ 上記の改正は、平成 30 年度より適用される予定です。ただし、平成 29 年 4 月 1 日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除きます。

### 試験研究を行った場合の税額控除制度

(税目：法人税・所得税)

現行法では、試験研究費の総額に係る税額控除は、試験研究費割合に応じて 8～10% となっていますが、改正後は、税額控除額の算定方法が試験研究費の増減割合に応じて一定の方法により計算した税額控除率（10% を上限）を用いた方法に変更になる見込みです。つまり、試験研究費の増額が大きいほど減税額も増える制度に見直されることとなります。

(文責：岡本)

資料に関するお問い合わせ  
税理士法人 青山トラスト 広報企画室  
Email : info@aotaf.jp